

## 第2回長野県山岳遭難防止対策検討会 議事録

日時：令和8年6月15日（月）14:30～17:15

場所：長野県庁3階 特別会議室

### 1 開会

【進行】山岳高原観光課 和田 課長補佐（事務局）

### 2 あいさつ

○柳井 観光スポーツ部長

- ・本日の検討会ではいただいた意見を整理し、次回の骨子の整理に繋げていきたい。
- ・本日はよろしくお願いいたします。

### 3 会議事項

○鈴木座長（信州大学 名誉教授）

前回様々な意見を頂戴し、事務局で課題を取りまとめたところ。今回はそれら課題にどう向き合うか、ご意見をいただきたい。

#### （1）山岳遭難の防止に向けた課題の整理

【資料1 説明】馬場 山岳高原観光課長（事務局）

○鈴木座長（信州大学 名誉教授）

前回の会議で頂いた意見を1から7で分けをした。意見や訂正があれば意見を。

（意見・訂正なし）

#### （2）課題を踏まえた対策の方向性

【資料2、参考資料1 説明】百瀬主査（事務局）

【参考資料2～3 説明】清水 安全登山推進係長（事務局）

【資料3 説明】馬場 山岳高原観光課長（事務局）

○鈴木座長（信州大学 名誉教授）

資料についてご意見、ご質問などあれば。

○村越委員（静岡大学 名誉教授）

資料2の1ページ目、登山者アンケートの実施について伺いたい。

国立登山研修所でも令和7年度に同じような趣旨で、遭難者とその背景にいる一般登山者のアンケートを実施した。私又は米山委員に連絡を取っていただき、登山研修所が行った調査の反省を踏まえて取組んでもらいたい。

また、静岡県の富士山の規制について、事前学習を動画で行っているのは良い事例であり、私としても好ましいと思う。質問として、静岡県では事前学習が遭難減少に役に立ったというエビデンスは

持っているか、長野県で把握していれば示してほしい。

○山岳高原観光課 百瀬主査（事務局）

先月、静岡県と山梨県にヒアリングを実施した。静岡県では、事前学習制を始めて間もないこともあり、遭難の減少に繋がったとするエビデンスまではないとのこと。遭難自体は減少しているが、他の取組も合わせて行っているので、関連付けが難しいところ。

○村越委員（静岡大学 名誉教授）

新たな取組は、登山者にも県にも新たな負担や負荷になる。取組により状況が悪くなることはないが、効果の有無は慎重に見ていくべき。

○山田委員（北アルプス南部地区山岳遭難防止対策協会 救助隊長）

この検討会は遭難防止対策が目的ではあるが、前提として山岳域の適正利用がある。心構えや準備が出来ていない者が山岳域に立ち入ることで遭難が起きてしまう。観光目的の登山者については、環境保全や適正利用のためのルール等を理解できていない。県（環境部）では「山岳の環境保全及び適正利用の方針」を作成しているが、一般の登山者に普及していないと考えている。登山の対象はほぼ国有林である。様々な法律がかかっているが、登山者は何の手続きもなく国有林へ入っていく。そこで様々な問題が生じていて、山岳遭難はそのうちの一つ。よって、まずは遭難防止の前に、山岳域の適正利用から検討する必要があるのではないかと考えている。

○馬場 山岳高原観光課長（事務局）

山岳域の適正利用についてご発言をいただいた。後の意見交換で検討をいただきたい。

○鈴木座長（信州大学 名誉教授）

提出があった資料について、山田委員から説明をお願いしたい。

○山田委員（北アルプス南部地区山岳遭難防止対策協会 救助隊長）（資料提出）

北アルプス南部地区山岳遭難防止対策協会では、救助費用についてポスターを作成し、各山小屋施設に掲示して周知を実施している。また、遭難者に対し、費用負担があることについて同意書を記載いただいている。

○鈴木座長（信州大学 名誉教授）

設置要綱の規定により、委員以外の者からの意見聴取を行う。

○山岳高原観光課 和田 課長補佐（事務局）

本日は、登山者の身体機能に着目し、山岳トレーナーの育成事業に取り組む“相澤健康スポーツ医科学センター（JAMS）” 青木センター長にお越しいただいた。第1回検討会でも、登山者の身体機能に着目した取組について発言をいただいたことから、議論の参考にしていただきたい。

○青木 相澤健康スポーツ医科学センター長

長野県では、遭難に占める「無事救出」が4割を超えている。

身体機能面で、下山時の遭難が多い。登山者個人に身体管理を任せるのではなく、専門家による予防活動が重要ではないかと考えている。

登山者の身体機能を把握し、対策を講じることで無事救出の割合の減少に繋がるのではないかと考え、令和7年度から山岳トレーナー活動・育成プロジェクトを開始した。

医療関係者10名で構成する山岳トレーナー協議会（JAMS）を立ち上げ、横尾山荘や長野県警とも連携して取組を行った。

令和7年は8月上旬に横尾山荘で取組を実施。膝関節を中心に、約67%の方が登山中に痛みを保有していた。また、11%の方が今シーズンに「転倒」を経験したと回答した。スピードスケート日本代表チームへの支援を通して、「障害保有率」は体幹機能と基本動作の双方の改善によって低下する可能性が高いことが分かっている。

転倒経験者の多くが膝や股関節に痛みを抱えている状況。登山者の多くが膝に課題を抱えているが、膝だけでなく全身へのアプローチが改善に繋がると考えている。

総合すると、登山における転倒予防・痛予防対策としてバランスの改善と体幹機能の改善がキーワードになってくると考えられる。

令和8年度も7月下旬から約1か月間、横尾山荘にて取組を実施する予定。

山行準備において、装備やルートに限らず、身体管理についても一般的になるよう取組みたい。また、医学的サポートの取組を周知し、登山者が活用できるネットワークの構築に努めてまいりたい。

#### ○鈴木座長（信州大学 名誉教授）

身体機能の評価を行うとのことだが、具体的な運動の方法も教えているのか。

#### ○青木 相澤健康スポーツ医科学センター長

当会では、横尾山荘において、相澤健康スポーツ医科学センターが構築したシステムを使い、トレーナー4名程度で12項目の身体の評価を行ったところ。基本的な身体機能や柔軟性などの項目があるが、その評価によってどのようなストレッチや補正トレーニングをしたらよいか、システム上で自動的に指導の内容が作成される。トレーナーがその場で運動を指導し、再チェックし、効果の有無を確認する。それをもとに注意点をまとめた帳票を登山者に渡し、指導を行ってきたところ。

#### ○村越委員（静岡大学 名誉教授）

転倒の増加は国立登山研修所の研究からもわかっている。年齢も関係することもわかっている。一方、転倒にはバランス機能も影響するが、山での遭難に繋がっているかはバランス感覚に加えて俊敏性（アジリティ）の問題もあると思う。測定などの取組の予定はあるか。

#### ○青木 相澤健康スポーツ医科学センター長

俊敏性は長期での変化となるので、その場で指導・改善ということは難しいが、長期の事前準備として指導に取り入れていくことはできるかもしれないので、検討していきたい。

#### ○村越委員（静岡大学 名誉教授）

運動生理学は専門ではないが、俊敏性をテストする方法はあると思う。その場ですぐに改善しないものであっても、例えば平均値よりも低ければ気を付けようという意識にも繋がると思うので、検討いただきたい。

○鈴木座長（信州大学 名誉教授）

他に質問のある方は。

○金海委員（（株）ヤママップ共創推進事業本部 事業本部長）

弊社でも遭難防止において身体機能や体力は重要だと認識している。

アプリでは、体力度をコース定数として指数化している。登山時の歩行ペースもデータ化している。今後の取組として、課題を可視化して、転倒しやすい人にはトレーニングなどを伝えられるような仕組みを作っていきたい。

質問だが、山岳トレーナー協議会ではこのような取組をどのように広めようと考えているか。

相談会に参加されている方でなく、相談会に来ない方、情報を積極的に取りに来ない方に伝えていくところが課題でないか。何か考えはあるか。

○青木氏（社会医療法人財団 慈泉会 相澤健康スポーツ医科学センター長）

八ヶ岳赤岳鉱泉など県内の主要な場所や、他県で同じ課題を抱えている場所にも広げていきたい。

一方、情報を取りに来ない方への届け方は難しい課題。まずはこうした取組の周知が大切であると思う。広くご協力いただきたい。

○鈴木座長（信州大学 名誉教授）

意見交換からは非公開で進めていくので、傍聴の皆様は退室をお願いしたい。

### （３）意見交換 ※以下、非公開による開催につき概要のみ記載

#### （a）山岳遭難防止対策の基本的な考え方

- ・登山の前提として、登山者は山岳を適正に利用すべき。山岳遭難防止対策だけでなく、山岳の適正利用についても再考する必要があるのではないか。
- ・登山経験に乏しい、観光の延長で山岳を訪れる者に、山岳の環境保全、適正利用を正しく理解してもらう必要がある。
- ・登山者が多様化しているので、対策もそれに合わせて多くの手法で同時に行う必要がある。

#### （b）個別項目

##### ①登山者の実態把握の強化

- ・県が行う分析業務について、事前に分析内容を委員にも共有してほしい。

##### ②登山者の学びの促進（行動変容の促進）／③情報発信・啓発のあり方／④水際対策

（方向性について）

- ・遭難を起こさないための学びを促進し、登山者のレベルを引き上げるという方向性には賛成。
- ・一方で、登山のルールやマナーをどう登山者に伝えるかは難しい課題。
- ・登山の前に最低限のルール等を知っておかなければならないとするなど、“学びを促す”ための仕組みが必要ではないか。

（実施の手法について）

- ・「山と登山者のミスマッチ」が生じているかを判別するには大変な制度設計が必要。ここにデジタル技術の導入が考えられる。
- ・事前学習を義務にした場合、行動変容というよりは“やらないとダメ”という規制的な意味合いになるのではないか。
- ・強制力のない“登山の免許制”という手段もある。事前学習により免許を交付し、登山口（ゲート等）で免許の有無を確認。免許がない場合には登山口での学習を促す仕組みはどうか。
- ・絶対に知らないといけない情報は、強制力のあるパーミッションのような仕組みでないと届かない。ある程度の強制力をもって必要な情報を吸収してもらう必要があるのではないか。
- ・事前学習の受講を条件に登山計画書を提出させてはどうか。その学びの中で、登山計画書の本来の役割や記載の方法を理解してほしい。

#### ⑤規制・罰則

（方向性について）

- ・今の啓発中心の取組をどこまで規制にするか。山岳への立入を禁止するのではなく、利用者に理解を促して適正に利用してもらうべき。よって「学びの促進」は非常に賛同できる方向性。
- ・一律の全面禁止の方向ではなく、様々な方面から対策の検討をすべき。
- ・世界水準の山岳リゾートとしての価値があるものには、本来はパーミッション（許可制度）があるべきスタンダードの姿であると考えている。入山する者には一定の資格が必要であり、観光の延長で考えている、明らかに山に入ってはいけない人の入山を認めるべきではない。
- ・規制による経済への影響を考えるより、世界水準でどうあるべきかを考える必要がある。それが利用の満足度を高めるなど、より発展的な考え方をすべきではないか。

（規制・罰則の導入に当たっての懸案について）

- ・具体的に規制をするのであれば、今の登山者の特性を把握し、どこまでやるかを検討していく必要がある。
- ・規制の強化や、制度を厳しくすると、登山者数が減少する懸念がある。当面は情報発信による啓発を中心に工夫して継続し、それでも難しい場合に、観光と引き換えに規制という方向に踏み切るという覚悟を持って、慎重に検討すべきではないか。
- ・入山規制・罰則については、今回の検証事業における効果検証を含めて、県内で運用できるのか、持続可能なのか、財源的な面も含めて検討していく必要がある。

（その他）

- ・バックカントリーのガイドラインやルールについても県統一の位置付けを行うべき。
- ・将来的な救助費用の有償化を見越して、法的な課題は確認する必要があるが、山岳保険の義務化をきっかけに、登山者に装備や計画の必要性など安全登山への理解を促してはどうか。

## 4 事務連絡

○山岳高原観光課 和田 課長補佐（事務局）

第3回の次回は9月中旬を予定。具体的なスケジュールは追って連絡する。

本日の出席に感謝申し上げます。

（終）